

平成 2 5 年 9 月 亀岡市議会定例会

条例一部改正資料

(新 旧 対 照 表)

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例(昭和39年亀岡市条例第48号)新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 1～9 (略) (新設)</p>	<p>附 則 1～9 (略) <u>(特例期間中の給料の特例)</u> 10 <u>平成25年8月に支給されるべき市長及び副市長の給料月額については、第3条及び前項の規定にかかわらず、前項の規定により支給されることとなる額から、市長にあつてはその額に10分の1、副市長にあつてはその額に15分の1を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当(地域手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。</u></p>